
放送人権委員会決定 第71号
「宗教団体会員からの肖像権等に関する申立て」
— 見 解 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

「宗教団体会員からの肖像権等に関する申立て」 に関する委員会決定 — 見 解 —

申立人 宗教団体会員の男性
被申立人 株式会社 テレビ東京

苦情の対象となった番組

『ゆうがたサテライト』

放送日 2018年5月16日（水）

放送時間 午後4時54分～5時20分のうち4時59分～5時6分

【決定の概要】	3ページ
本決定の構成	
I 事案の内容と経緯	5ページ
1. 放送の概要と申立ての経緯	5ページ
2. 本件放送の内容	5ページ
3. 論点	6ページ
II 委員会の判断	7ページ
1. はじめに	7ページ
2. プライバシー侵害の有無について	8ページ
(1) 放送の対象が申立人であることを特定できるか	
(2) プライバシー侵害の有無	
3. 撮影・放送による肖像権侵害の有無	10ページ
(1) 肖像権侵害についての考え方	
(2) 撮影時の肖像権侵害の有無	
(3) 放送による肖像権侵害の有無	
4. 放送倫理に関する検討	11ページ
(1) 取材方法について	
(2) 編集方法について	

(3) 申立人が特定されるおそれのある放送について

(4) 放送後の対応・申立人への配慮について

III	結論	15
IV	放送概要	17
V	申立人の主張と被申立人の答弁	20
VI	申立ての経緯と審理経過	23

【決定の概要】

テレビ東京は、2018年5月16日（水）のニュース番組『ゆうがたサテライト』で、午後4時59分から午後5時6分頃までの間、オウム真理教の後継団体であるアレフの動向に関するニュースを放送し、その中にアレフの信者である申立人が登場する部分があった。

ニュースは、死刑判決が確定していたオウム真理教の元幹部7人が2018年3月半ばに各地に移送され、教祖・麻原彰晃らの死刑執行の準備が進んでいるとの見方があることを紹介したうえで、そのような状況下でのアレフの動向を報じたものである。

アレフが「集中セミナー」と呼ぶ信者を集めた行事を行うという情報に基づいて、テレビ東京の取材班が、道路を隔てた向かい側にある駐車場に停めたワゴン車の中から教団施設の方向を撮影しようとしていたところ、これを発見した申立人ともう1人の信者がテレビ東京の記者に声をかけた。ワゴン車から出てきたテレビ東京のカメラマンが、申立人が撮影されることを拒否しているにもかかわらず申立人を撮影し続け、申立人の側もビデオカメラを構えてテレビ東京の記者たちを撮影しているという状況が放送される。テレビ東京のカメラマンがカメラを回し続けたこともあり、申立人は徐々に強い口調になりながら撮影への抗議を続ける場面が1分間弱続いてその場面は終わる。

その場面では、申立人の顔の部分にボカシがかかっている。申立人の声は基本的に加工されているものの、途中の10秒余り、加工されないままの肉声が流れ、これに続いて申立人の音声が加工されたかたちで同じ場面が繰り返し放送される部分がある。これは、一連の画像から一部のみを切り取って声を加工したうえで、もとの部分に上書きする方法で編集するべきであったところ、誤って、声を加工していない映像の後ろに、声を加工した同じ場面を挿入してしまったために生じたミスであるとテレビ東京は説明している。

申立人は、このニュースについて、放送で登場する人物が申立人と特定できるために申立人がアレフの信者であることなどが明らかにされてプライバシーが侵害された、また、申立人が拒絶したにもかかわらず撮影を続けられて肖像権が侵害された、さらに、取材や編集の方法において放送倫理上の問題もあるとして委員会に申し立てた。

委員会は、審理のうえ、プライバシー、肖像権の侵害はなく、放送倫理上の問題もないと判断した。しかし、後述のとおり再発防止策の強化を要望することとした。決定の概要は以下のとおりである。

申立人の顔にかけられたボカシは薄く、一部で申立人の肉声が流れたことから、申立人がこの施設にいることや申立人がアレフの信者であることを知る者などには、放

送の対象が申立人であると特定が可能である。しかし、アレフの動向を報じる本件ニュースの放送内容には、全体としては高い公共性・公益性が認められ、放送の対象を申立人と特定しうる視聴者は、基本的には申立人がアレフの信者であることを知っている者に限られることなどから、プライバシーの侵害があったと断ずることはできないと判断した。

また、取材の目的にも公共性・公益性が認められ、申立人やアレフの側とのトラブルを回避する必要性もある中で撮影を続けたことに違法性はなく、肖像権の侵害にもあたらない。

編集上のミスによって申立人の肉声 flowed ことなどによって一部の視聴者には放送の対象が申立人であると特定できることとなったことについては、一部で肉声 flowed ことは故意によるものではなく、ボカシを入れるなどの編集は行われて申立人と特定できる者の範囲は限定されていたこと、放送後速やかに編集上のミスの再発防止のための取り組みを行っていることから、放送倫理上の問題があるとはいえず、取材方法等にも放送倫理上の問題はない。

ただし、本件ニュースに全体としては高い公共性・公益性があることは委員会も認めるものであるが、申立人は、出家信者であるとはいえ、教団で特段の役職を持っている者ではなく、放送の対象が申立人であることを特定することに特段の意味はない。いかに放送内容に高い公共性・公益性があるとしても、個人としてのプライバシーを守る必要のある場面で、プライバシー保護を徹底させることは、放送の目的と何ら矛盾することではなく、両立しうることであり、本件ニュースでもこのことはあてはまる。

委員会は、テレビ東京に対して、ボカシの濃さや音声加工についての技術的な処理の問題、放送時間直前になってようやく編集作業が終わり、全体としてのチェックができなかったという段取りの問題、プライバシー保護に対する関係者の意識の問題など、種々の観点から再発防止に向けた取り組みを強めることを要望する。

I 事案の内容と経緯

1. 放送の概要と申立ての経緯

申立ての対象は、2018年5月16日に放送されたテレビ東京のニュース番組『ゆうがたサテライト』内でオウム真理教の後継団体である「A l e p h」（以下、「アレフ」という）の現状を伝えた企画である。アレフ札幌道場前でのアレフ会員である申立人と取材記者とのやり取りが放送されたが、申立人の顔にはボカシがかけられていたものの、音声の一部が加工されていなかった。

申立人は、再三撮影をしないよう訴えたにもかかわらず無断で全国放送され、肖像権とプライバシーが侵害されたと訴え、テレビ東京に対し謝罪と映像の消去などを求めて、BPO放送人権委員会に申立てを行った。

これに対しテレビ東京は、アレフは「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下、「団体規制法」という）に基づく観察処分の対象であり、報道には公共性・公益性があると主張。プライバシー保護については、顔にボカシを入れ、氏名の公表もしておらず、必要かつ十分な配慮を行ったと説明した。

第271回委員会で、本件申立ては運営規則第5条に照らし、要件を満たしているとして審理入りすることを決定した。

2. 本件放送の内容

本件放送は、オウム真理教の教祖・麻原彰晃こと松本智津夫元死刑囚（以下、「松本元死刑囚」という）の逮捕から23年にあたる2018年5月16日に合わせ、後継団体アレフの現状を伝えた企画で、平日夕方のニュース番組『ゆうがたサテライト』内で、午後4時59分から午後5時6分頃までの約7分放送された。

松本元死刑囚を含むオウム真理教元幹部らの死刑執行の準備が進んでいるとの見方がある中、アレフの活動の様子や今も松本元死刑囚を教祖として帰依していること、資産を増やしながらも十分な賠償には応じていないことなどが伝えられた。

問題となったのは記者らが札幌の教団施設を取材しようとした場面。取材を始めると、申立人ともう1人の信者が近づいてきて撮影を止めるよう求めるが、記者は団体規制法に基づく観察処分の対象なので取材をしていると言い、セミナーについて聞こうとする。申立人は「盗撮しないでください」などと強い口調で拒否し、取材には応じない。そのようなやり取りが1分弱続き、申立人が登場する場面は終わる。申立人の顔にはボカシがかかっている、声も基本的に加工されているものの、途中の10秒余り加工されないままの肉声が流れ、これに続いて申立人の声が加工された全く同じ

場面が繰り返される部分があった。

3. 論点

委員会が取り上げる論点は以下のとおり。

○本件放送は申立人の肖像権・プライバシーを侵害したか

申立人を特定できるか

申立人の利益と報道の目的、手段・方法の相当性

○本件放送に放送倫理上の問題はあったか

ワゴン車内からの撮影

くり返し撮影の停止を求める申立人を撮影し続け、かつ放送したこと

その他の編集手法

II 委員会の判断

1. はじめに

本件は、2018年5月16日（水）のテレビ東京のニュース番組『ゆうがたサテライト』の中で午後4時59分から午後5時6分頃までの間に放送されたオウム真理教の後継団体であるアレフの動向に関するニュース（以下、「本件放送」という）を対象とし、その中でアレフの信者である申立人が登場する場面を問題とする申立てである。

本件放送は、松本元死刑囚の逮捕から23年を迎えた日にあたっての放送で、死刑判決が確定していたオウム真理教の元幹部7人が2018年3月半ばに各地に移送され、松本元死刑囚らの死刑執行の準備が進んでいるとの見方があることを紹介したうえで、そのような状況下でのアレフの次のような動向を報じた。活動を継続していること、広報担当者や信者に取材を申し入れてもこれに容易に応じてくれないこと、今も松本元死刑囚を教祖として帰依していること、オウム事件被害者への十分な賠償を行っていない一方で資産を増加させていることなどが、その内容である。

申立人が登場するのは、アレフが「集中セミナー」と呼ぶ信者を集めた行事を行うという情報に基づいて、テレビ東京の記者2人とカメラマン1人の取材班が、札幌の教団施設に出入りする信者に取材しようとした場面であり、本件放送開始後5分程の部分から始まる。テレビ東京のカメラマンが、道路を隔てた向かい側にある駐車場に停めたワゴン車の中から教団施設の方向を撮影しようとしていた。これを発見した申立人ともう1人の信者がテレビ東京の記者に声をかけたところ、ワゴン車から出てきたテレビ東京のカメラマンが申立人を撮影し始めたことから、申立人が撮影を拒否するという場面が続く。アレフが団体規制法に基づく観察対象なので取材をしているという記者に対して、申立人は、観察対象となると肖像権はないのかなどと言いながら撮影を拒絶し、取材には応じていない。映像からは、申立人の側も、ビデオカメラを構えてテレビ東京の記者たちを撮影していることがわかる。記者が、今、セミナーをやっているのかなどと申立人に聞く傍らで、テレビ東京のカメラマンはカメラを回し続け、これに対して申立人は、「盗撮しないでください」などと徐々に強い口調になりながら撮影を拒否し続ける場面が1分間弱続き、申立人の登場する場面は終わる。

本件放送では、申立人の顔の部分にボカシがかかっている。一方、申立人の声は基本的に加工されているものの、途中の10秒余りの間、加工されないままの肉声の流れ、これに続いて申立人の声が加工された全く同じ場面が繰り返し放送される部分がある。

これは、一連の画像から一部のみを切り取って声を加工したうえで、もとの部分に

上書きする方法で編集するべきであったところ、誤って、声を加工していない映像の後ろに、声を加工した同じ場面を挿入してしまったために生じたミスであるとテレビ東京は説明している。

2. プライバシー侵害の有無について

(1) 放送の対象が申立人であることを特定できるか

プライバシー侵害の有無を検討する前提として、視聴者にとって、本件放送で登場する人物が申立人であると特定できたかどうかの問題となる。

本件放送中、申立人とテレビ東京の記者のやりとりに関する映像が放送された1分弱の間、申立人の声については、全体としては加工されているが、テレビ東京のミスによって10秒余り肉声が流れている。申立人の顔の部分にはボカシが入っている。テレビ東京は、申立人の顔にはボカシが入っており、申立人の氏名も公表していないことから、視聴者は本件放送に登場する人物が申立人であるとは特定できず、プライバシーへの配慮はそれで十分であって、申立人の肉声が一部で流れても、それは放送上の「不体裁」が生じたに過ぎないと主張する。

これに対して申立人は、申立人についてのボカシは顔のみで、そのボカシも薄く、一部の声は加工されずに放送されたことなどから、登場人物が申立人であることは特定できるとしている。

そこで検討すると、申立人が住んでいた教団施設とその周辺の外観の映像が流れた後、申立人が登場する場面では、顔の部分に薄いボカシが入っているものの、顔が大写しになる場面があり、申立人の髪型、白いマスクをしていること、眼鏡はしていないことなどがわかる。また、服装・体型・持ち物などもわかる。さらに、前記のとおり10秒余り、申立人の肉声が流れている。

ただし、申立人がマスクをしていることもあって明確に顔を識別することは困難で、申立人の肉声も、それほど特徴のあるものではなく、服装等も特徴のあるものではない。

以上からすると、申立人がこの教団施設にいる、あるいは申立人はアレフの信者であるという前提知識のある者が、放送の対象の人物が教団施設に関係する信者の中の誰であるかという目で見るときには、申立人を特定できる。しかし、そのような知識のない視聴者が通常の注意力で視聴した場合に、申立人と特定することができる者はわずかであろう。

(2) プライバシー侵害の有無

このように一定の者には本件放送の登場人物が申立人であると特定しうるので、本

件放送による申立人のプライバシー侵害の有無が問題になる。

申立人の主張は、次の2点である。①申立人がアレフの信者であることは信仰に関する秘密に属し、アレフの施設やアレフの信者に対して危害が加えられたり脅迫されることがあることから、信者であることなどは保護されるべきプライバシーにあたる。②本件放送によって、申立人がアレフの信者であること、申立人が放送の対象となった教団施設にいたることが視聴者に明らかになってしまったから、申立人のプライバシーが侵害された。

たしかに、本件放送の登場人物が申立人であると特定できる状況の下では、申立人がアレフの信仰を持っていること、放送の対象となった教団施設にいたることが明らかになっている。

そして、特定の信仰を持っていることやその教団に属していることは、他者にはみだりに公開されたくない個人に関する情報として保護されるべきプライバシーであり、いかにアレフが団体規制法に基づく観察対象となっているからといって、個々の信者に対するプライバシー侵害が許されるものではない。

しかし、申立人のプライバシーを公開するものであっても、正当な目的に基づいて相当な手段によるものであれば、それが違法なものとはされないことがある。報道においては、公共性のある事実について、専ら公益を図る目的で報道し、報道の態様が相当で、報道することにプライバシーの保護に優越する価値が認められれば、違法な権利侵害とはされない。

この点、テレビ東京の主張は次のとおりである。本件放送には、オウム真理教の教祖の教義を信仰し、今なお潜在的危険性を有する組織であるアレフの活動が進行中であること、オウム真理教元幹部の死刑執行が準備されているとの見方もある中で、アレフに警戒感やピリピリとした雰囲気があることを社会に伝えるという公共性・公益性がある。また、申立人とのやりとりの場面も、これらの事実を伝える重要な場面であるから問題はない、とする。

委員会は、本件放送は、テレビ東京が説明するとおり、全体としては高い公共性・公益性を有するものであると評価する。テレビ東京の記者との間で申立人が強い口調で話していた場面の放送についても、アレフがなお活動をしている状況などを示すものとして公共性・公益性があると考えられる。

そして、本件放送の態様からすると、本件放送の対象が申立人であると認識できた人は、視聴者の中でも、申立人が教団施設にいた、あるいはアレフの信者であるという前提知識を持っていた人に基本的には限られる。これらの人にとっては、申立人がアレフの信者であることは既に知っていた事実であり、放送の対象が申立人であると認識したとしても、申立人に関する新たな事実が明らかにされたことにはならないから、申立人に生じた不利益は大きなものとは考えにくい。

以上の事情を考えると、委員会は、本件放送が申立人のプライバシーを違法に侵害したと断じることができないと判断した。

3. 撮影・放送による肖像権侵害の有無

(1) 肖像権侵害についての考え方

肖像権は、本人の承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されたり、撮影された肖像写真・映像等を公表されない権利である(最高裁1969年12月24日判決、当委員会決定第39号「徳島・土地改良区横領事件報道」など参照)。

同意なく申立人を撮影し、その映像を放送したことについて、上記の意味の肖像権の侵害が問題となる。ただし、いかに肖像権を制約するものであっても、それが正当な目的に基づき、その手段が相当であれば違法性はない。報道については、取材・報道行為が公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的でなされたものであり、かつ、当該取材・報道の手段・方法が目的に照らして相当性を持つ場合には違法な肖像権の侵害とはならない(当委員会決定第24号「警察官ストーカー被害者報道」、第35号「“グリーンピア南紀”再生事業の報道」参照)。

(2) 撮影時の肖像権侵害の有無

本件放送にあたっての取材では、テレビ東京のカメラマンと記者1人は、申立人が撮影されることを拒否しているにもかかわらず、申立人と記者とのやりとりを撮影し続けた。ただし、申立人と、申立人とともに抗議していたもう1人の信者も当初から記者たちをビデオカメラで撮影し続けていた。

撮影の目的については、プライバシー侵害の有無において検討したとおり、申立人の登場する場面の撮影にはアレフの動向を取材するという公共性・公益性が認められる。また、テレビ東京が主張するように、テレビ東京も申立人から撮影されながら抗議を受けている状況においては、トラブルを予防するために撮影する必要性も否定できない。公道上で、1～数メートル程度離れたところから双方が話している状況を撮影しており、特段、不相当な方法であるともいえない。

したがって、委員会は、本件での取材における撮影は、違法な肖像権の侵害とはいえないと判断する。

(3) 放送による肖像権侵害の有無

撮影した申立人の映像を放送することについても、申立人であることが一定の範囲の人には特定できるという状況のもとでは、肖像権の侵害の問題が生じる。

しかし、プライバシー侵害の有無で検討したとおり、本件放送にはアレフの動向を

伝えるという点で公共性・公益性がある。ボカシが一定の範囲でかかっていることなどから、基本的には、申立人が教団施設内にいることや申立人がアレフの信者であるという前提知識を持つ範囲内の人において、放送の対象が申立人であるということが特定されるに過ぎない。このような、目的の正当性と放送の態様を考慮すると、委員会は、本件放送を違法な肖像権の侵害とは考えない。

4. 放送倫理に関する検討

(1) 取材方法について

申立人は、テレビ東京が、外部から見えないようにワゴン車内から教団施設を出入りする会員らの容貌・姿態を無断で撮影したこと、これに対して抗議した申立人に対しても、申立人が拒絶し続けたにもかかわらず撮影を続けたことが、「視聴者・聴取者および取材対象者に対し、常に誠実な姿勢を保つ。取材・報道にあたって人を欺く手法や不公正な手法は用いない。」とする日本民間放送連盟報道指針2の(1)に反し、放送倫理上問題があると主張する。

まず、ワゴン車内からの教団施設ないし同施設に出入りする人の撮影については、その撮影や放送の方法によっては、出入りする人のプライバシーを侵害したり、施設への出入りを躊躇させるなどの弊害が生じうるものではある。しかし、本件では、道路を隔てた向かい側にある駐車場に停めたワゴン車の中から教団施設の出入り口付近とそこに出入りする人を撮影しようとしていたもので、それ以上に特定の人を撮影しようとしていたものとは認められないので、放送倫理上の問題があるとはいえない。

次に、申立人が教団施設付近の撮影を止めようとテレビ東京の記者2人、カメラマン1人に対して抗議をしている状況を、テレビ東京のカメラマンと記者1人が撮影していたことについて検討する。申立人が提出した映像をみると、たしかにテレビ東京は、申立人が撮影されることを拒絶し続けていたにもかかわらず、カメラを申立人に向けて撮影を続け、4分程の後に、ようやく申立人の抗議を受け入れて撮影をやめている。

テレビ東京は、この場面について、潜在的危険性を持つアレフがなお活動を行っていること、テレビ東京の取材を妨害しようとするアレフの閉鎖性や、松本元死刑囚らの死刑執行が迫っているとの情報もある中で教団の警戒感やピリピリした雰囲気があることなどを伝える価値があったとしている。委員会も、アレフが現に活動をしているという状況を示すものとしては、撮影に一定の正当な目的があったと認める。

また、テレビ東京が過去に教団施設付近での取材を行った際にトラブルが発生し、取材しようとした記者が不法な行為をしているかのように信者から訴えられたことも

あったとのことである。この場面では、申立人の側もテレビ東京の取材クルーにカメラを向け続けていたから、テレビ東京が主張するとおり、現場でのトラブルを予防するために撮影を続ける必要性も否定できない。

以上を踏まえると、本件の申立人に関する取材が誠実な姿勢を欠く、あるいは取材方法において不公正なものであるとはいえず、放送倫理上の問題はないと委員会は判断する。

ただし、複数の委員から、この場面を放送したことの公正さに疑問を投げかける意見があったことを付記する。これらの意見は、ワゴン車の中から施設の入口付近を撮影しようとしているカメラマンに、施設の住人が声をかけてその目的等を問いただすことは、正当で自然なことであり、撮影をやめるようにという申立人の要求に対して、テレビ東京が、これに直接答えずに、カメラを向け続けてインタビューをしようとしたこともあって、申立人の口調が強くなっていったのが実態ではないかとする。テレビ東京が、アレフとのトラブルとなることを回避するために撮影を続けたことはやむをえなかったとしても、こうした流れで生じた場面を撮影した結果を、潜在的な危険性を有するアレフの活動であるとか、松本元死刑囚らの死刑執行が近いとの見方もある中で、アレフの信者の警戒感やピリピリした雰囲気を示すものであるとして放送することは公正さを欠くのではないかとの意見である。

(2) 編集方法について

申立人は、テレビ東京の違法な取材を止めるために申立人が抗議をしていたのであったにもかかわらず、放送では、申立人が厳しい口調で記者とやりとりをしている場面のみを切り取って、申立人が理由なくテレビ東京の取材を妨害しており、アレフがあたかも危険な団体であるかのように印象づけた、と主張する。

しかし、申立人の「団体規制法で観察されている対象は肖像権ないんだ」、「あなたたち、盗撮しているんです」などの発言部分が放送されていることから、申立人がテレビ東京の取材の方法に対して抗議をするために記者とやりとりをしていたこと、その抗議には法的な主張も含まれていたことは、一般の視聴者に理解できる。また、テレビ東京のクルーの言い分とそれに対する申立人の反論などのやりとりも放送されているから、双方のやりとりの中で一定の緊張した状況となっていたことは視聴者にも予想できるところである。

前述のとおり、そもそもこの場面を放送することについて、潜在的危険性を有するアレフの活動や、松本元死刑囚らの死刑執行を前にしたアレフの緊張感を示すものとして放送することは公正さを欠くのではないかとの意見はあったが、申立人に関する場面の編集方法に関して、恣意的で不公正な編集であったとはいえない。

(3) 申立人が特定されるおそれのある放送について

本件放送では、申立人の声は基本的に加工されているが、途中の10秒余りが加工されないまま肉声の流れ、その場面に続いて申立人の声が加工された状態の同じ場面がもう一度、繰り返し放送されている。

また、申立人の顔の部分にボカシは入っているものの、それが薄く、顔が大写しになっている場面があるため、申立人の髪型、白いマスクをしていること、眼鏡はしていないことなどがわかる。また、服装なども認識できる。

以上の放送について、テレビ東京は、放送された程度のボカシがあれば放送の対象が申立人であるとは特定できないのであって、いかに肉声の流れであってもそれは放送上の「不体裁」を生じたに過ぎないと主張する。

しかし、2の(1)で検討したとおり、本件放送で、対象となる教団施設が特定されている中で、薄いボカシの入った申立人の顔や申立人の上半身などの映像と肉声の流れたことにより、一定の範囲の視聴者にとって、放送の対象が申立人であると特定することができたと委員会は判断した。したがって、肉声の流れたという編集上のミスも、テレビ東京が主張するような単なる「不体裁」ではなく、申立人のプライバシー保護に関わる問題であった。

テレビ東京は、このような音声の加工に関するミスが発生した原因について、一連の画像から一部のみを切り取って声を加工したうえで、もとの部分に上書きする方法で編集すべきであったところ、誤って、声を加工していないもとの部分の後ろに、声を加工した同じ場面を挿入してしまったためであるとしている。また、ニュース番組『ゆうがたサテライト』の放送が始まり、本件放送が流れる数分前に編集が完了したため、約7分間の本件放送全体を通してチェックをする時間がなく、その結果、申立人の肉声の流れている部分が残ったままとなっていることに気が付かずに放送してしまったと説明している。

また、本件放送では、申立人の声が流れる部分のボカシは薄く、ナレーションが流れる部分を境にしてボカシの程度が変わって濃いボカシになっているが、これは、複数の編集オペレーターがパートを分けてボカシを入れる作業をして、それぞれのパートについてデスクがボカシのチェックを行っていたため、VTRを一本にまとめた際にパートごとのボカシの濃淡の差がそのまま放送されたものであるとテレビ東京は説明している。

以上のとおり、音声の加工の一部が行われず、ボカシも薄い部分があったが、肉声の流れたことは、故意によるものではなく編集作業上のミスであると認められる。また、ボカシを入れることにより、全体として申立人と特定できないための一定の編集は行われており、申立人と特定できる視聴者は一定の範囲にとどまっていた。さらに、テレビ東京は、後述する(4)にあるとおり、編集上のミスが判明した後、速やかに

再発防止に向けた取り組みを行っている。これらを考慮すると、委員会は、テレビ東京の編集上の問題について、放送倫理上の問題があるとまでは判断しない。

ただし、この点に関係して、委員会は以下のとおり要望する。

アレフの潜在的な危険性を追及し、松本元死刑囚らに対する刑の執行が迫っているとされた時期の教団の動向を放送することに高い公共性・公益性があることは委員会も認めるものである。他方、申立人は、出家信者であったとはいえ、教団で特段の役職を持っている者ではなく、本件放送の場面で放送の対象が申立人であることを特定することに特段の意味はない。そうであれば、いかに高い公共性・公益性があっても、信者の個人としてのプライバシーを守る必要のある場面で、プライバシー保護を徹底させることは、本件放送の目的と何ら矛盾することではなく、両立しうることである。

委員会は、「顔なしインタビュー等についての要望」（2014年6月9日付委員長談話）において、ボカシやモザイクによる安易な顔なしインタビューをすべきではないと述べているが、その一方でボカシやモザイクについて「プライバシー保護が特に必要な場合は、一般の視聴者のみならず取材対象者の周辺にいる関係者においても、放送された人物が本人であると識別されることのないように慎重に行うべきである。その場合でも、前後の映像やコメント等によって識別されることがありうるので注意すべきである。」としていることも留意されるべきである。

委員会は、テレビ東京に対して、本件放送の編集上の問題を、単なる「不体裁」ではなくプライバシー保護に関わる問題として受け止め、ボカシの濃さや音声加工についての技術的な処理の問題、放送時間直前になってようやく編集作業が終わり、全体としてのチェックができなかったという段取りの問題、プライバシー保護に対する関係者の意識の問題など、種々の観点から再発防止に向けた取り組みを強めることを要望する。

（４）放送後の対応・申立人への配慮について

テレビ東京は、本件放送で申立人の肉声が放送されてしまったというミスが発生を受けて、放送のあった月の月末から作業ミス再発防止の取り組みを開始して、一定の再発防止策を実行している。具体的には、重大案件、慎重を要する取材については、当日発生した事件等でない限り、前日までには編集を仕上げ、プレビューを行うこと、モザイク処理や音声変換などが行われている企画などは、冒頭から最後までデスクや担当者が通して見ていることをオンエアの条件とすること、モザイク処理は通常の編集開始より前から始めること、などのルールを設定している。

テレビ東京は、他方で、申立人からの抗議に対し、申立人への謝罪は拒否し、本件放送の映像データについて、使用禁止・消去等の措置もとらないとしており、申立人

は、この対応について不誠実であると主張している。

この点、当初の抗議は、申立人個人の名義ではあっても、内容は教団としてのアレフの申し入れであると読めるものであったことや双方の言い分が全く食い違っていたことなどからすれば、申立人に対する謝罪を行わなかったテレビ東京の対応について問題があるとまではいえない。また、本件放送について、番組ホームページへの掲載など二次利用は行っておらず、今後も行わないとしていることからすれば、テレビ東京の対応に放送倫理上の問題があるとはいえないと委員会は判断する。

ただし、委員会の審理の中で、申立人が、自分がアレフの信者であることを知人に知られるのではないか、そのことにより将来、何らかの不利益を受けるのではないかと不安を感じることに無理からぬところがあり、テレビ東京は、申立人個人の心情に、より配慮した対応をすることも可能だったのではないかとの意見があったことを付記する。

III 結論

委員会は、本件放送について、申立人のプライバシー、肖像権を侵害したものと判断せず、取材のあり方、編集のあり方等についても放送倫理上の問題があるとは判断しない。

しかし、放送までの時間に追われる中での編集上のミスによって申立人の肉声が一部で放送され、薄いボカシなどもあいまって少なくとも一部の者に放送の対象が申立人であると特定できることになったことについて、テレビ東京は、申立人のプライバシー保護には十分な対応をしており、申立人の肉声が流れてもそれは放送上の「不体裁」が生じたものに過ぎないとしているのに対し、委員会は、この編集上の問題は申立人のプライバシー保護に関わりうる問題を含んでいたと捉えている。個人のプライバシー保護が必要な場面で、放送の目的との関係でも矛盾なく対応が可能であれば、編集などにより十分な配慮を行うべきであり、アレフの問題を取り上げる本件放送の内容がいかに高い公共性・公益性を持つとしても、この点は変わることがない。

委員会は、2014年1月21日付当委員会決定第52号「宗教団体会員からの申立て」において、プライバシーへの配慮を欠いたもので放送倫理上の問題があったとする決定を行っている。対象となったのは、テレビ東京が、アレフの青年信者について、映像にボカシを入れ、音声を加工したものの、一定の視聴者には誰であるかが特定しうるという状況の下で、青年信者が脱会カウンセラーに思春期の悩み等から信仰に至ったことを話す状況を隠し録音して放送した番組だった。本件放送は、テレビ東京にとってアレフの信者のプライバシーに関係して再度発生した事案であり、前回の

事案をどのように受け止め、またその後どのような取り組みをしてきたかも問われている。

委員会は、テレビ東京に、編集上の技術的な処理の問題、編集作業の段取りや放送前のチェックの問題、番組関係者のプライバシー保護に関する意識の問題などの各側面から、本件放送のような編集上の問題の再発防止に向けた取り組みをさらに強めることを要望する。

IV 放送概要

被申立人が提出したDVDなどによると本件放送の概要は以下のとおり。

映像	音声
<VTR>	
1995年5月16日 山梨・旧上九一色村 麻原容疑者を護送する車	「1台目の車です、1台目の車の中に乗っているようです」「1台目の黒いワゴン車の中に麻原容疑者、乗っていたようです」
<スタジオ> 女性と男性のキャスター2人	「地下鉄サリン事件などオウム真理教による一連の事件で、教祖・麻原彰晃こと松本智津夫死刑囚が逮捕されて今日で23年です」 「オウム真理教は名前をアレフと変えて今も存続し、松本死刑囚の教えを引き継いでいます。ただ、松本死刑囚を含むかつての教団幹部たちは死刑間近とも言われています」 「教祖を失う可能性に揺らぐ教団の実態を取材しました」
<VTR>	
抗議集会	「オウムは解散しろ」「解散しろ」
5月12日 南烏山の抗議集会 インタビュー雑感	先週末行われたオウム真理教後継団体への抗議集会。参加した永岡弘行さんは23年前、オウム真理教にVXガスで襲撃された被害者の1人だ。教団の教祖、松本智津夫死刑囚が信者に今でも大きな影響力を持っていると警告する。
VXガス被害者・永岡さんインタビュー	「もう100%間違いなく、この尊師のおっしゃってることは正しいんだと、これが本当なんだっていうことに考えがなくなってしまうのはいとも簡単だぞと、この麻原の話を書く限りでは」「赤の他人さまを道連れにしたっていうことについて、私は、人間破壊をもくろんだっていうことについては絶対許せない」「その点でこの男(松本死刑囚)は生きている価値がないと」
修行の様子 松本死刑囚	(松本死刑囚の声) 「修行するぞ、修行するぞ、修行するぞ、修行するぞ」 「私はオウム真理教に入会して嬉しいな、嬉しいな」
松本死刑囚	かつて麻原彰晃こと松本智津夫死刑囚のもと、地下鉄サリン事件など数々の殺人事件を起こし、29人を殺めたオウム真理教。
3月14日 死刑囚の移送	今年3月、教団の元幹部ら7人の死刑囚が各地に移送された。死刑執行の準備が進んでいるとの見方も。信者に影響はないのか。
埼玉・八潮市	移送から1か月。

4月27日 車両に乗り込む信者たち	記者「これから始まるセミナーに向けて、道場に向かう車両に続々と信者が乗り込んでいきます」 オウム真理教の後継団体アレフには今も1500人の信者がいる。セミナーに集まった信者の中には未成年も2人いた。アレフは団体規制法の対象。この日も公安関係者が監視の目を光らせていた。取材しようとしたそのとき。突然、カメラに白い紙が。
荒木氏	荒木氏「どちら、ダメダメダメダメ」 記者「あのちょっと、じゃあ、今日はセミナーがあるわけですね」 荒木氏「いきなり取材しないでください。止めて」
荒木氏	現れたのはアレフの広報部長、荒木氏。オウム真理教時代からの信者で松本死刑囚の教えを直接受けた1人だ。死刑の執行について、どう思っているのか。
荒木氏	記者「死刑囚の元信者の方々が各地に移送されたタイミングでコメントをいただきたいと」 荒木氏「ウェブで受け付けてます。ちゃんとそういう風に答えるからさ」
八潮施設外観	信者が向かったのは埼玉県にあるアレフの施設。中で一体、何が行われているのか。
施設内の祭壇写真	こちらはテレビ東京が独自に入手した施設内部の写真。祭壇の中央には、松本死刑囚の写真が飾られていて、今も教祖とあがめている様子が伺える。
施設内の甘露水写真	別の写真には甘露水と書かれたタンクが。公安調査庁は、甘露水を“ただの水”だとみているが、アレフでは松本死刑囚のパワーを込めた聖水で、修行に効果があるとされている。いまだに松本死刑囚の影響が色濃く残っているのだ。
死刑囚の移送	公安関係者は死刑囚の移送が信者を動揺させているとみている。
死刑囚の移送 松本死刑囚	(公安関係者ボイスオーバー) 「執行されるのではないかという危機感を(アレフが)持っているのは間違いない」 「信者に動揺が走らないよう、移送が即、死刑執行につながるということを幹部たちは説明している」
札幌施設外観 施設前のシーン	信者の動揺は本当に抑えられているのか。ここは札幌にあるアレフ最大規模の施設。取材を始めると男性が2人近づいてきた。アレフの信者だ。 信者「撮られたくないんですけど。あの、そちらの方も撮影されてますか。あの」
信者とのやり取り	信者「写さないでもらいたい」 記者「あのね、団体規制法、監視されてる対象として我々

	取材しているので 信者「じゃあ、団体規制法で観察されている対象は肖像権ないんだ」
	記者にカメラをつきつけ、迫ってくる男性信者
信者とのやり取り (音声加工なしの部分)	信者「あなたたち、あの盗撮してるんです」 記者「あの今アレフって、今セミナー」 信者「だから盗撮してるのはどうなの」 記者「まあちょっと抑え気味で」 信者「盗撮だよ、盗撮しないでください」
信者とのやり取り (音声加工あり)	信者「あなたたち、あの盗撮してるんです」 記者「あの今アレフって、今セミナー」 信者「だから盗撮してるのはどうなの」 記者「まあちょっと抑え気味で」 信者「盗撮だよ、盗撮しないでください」
	何をたずねても答えは返ってこない。
信者とのやり取り	信者「触らない」 記者「ああ、ごめんなさいね」
施設内の写真	札幌の施設にも埼玉の施設と同様、松本死刑囚の写真がまっさらされている。
セミナーを終えた信者たち	集中セミナーの参加費は最低5万円。ゴールデンウィークだけで3000万円以上がアレフの収入となったとみられる。
アレフ資産と賠償額グラフ	アレフは、こうしたセミナーなどでカネを集め、去年、資産が10億円を超えた。しかし、被害者への賠償は年間5400万円程度。資産が増えても賠償は一向に進まない。
松本死刑囚 施設内写真	オウム事件の被害者への償いは後回し。一方で松本死刑囚への帰依を強め、資産を増やし続けるアレフ。その目的は何なのか。公安当局は、その動きに警戒を強めている。
<スタジオ> 女性と男性のキャスター2人	「アレフは教団名を隠し、ヨガ教室を装うなどして、オウム事件をあまり知らない30代前半までの若い世代を巧みに勧誘しています」 「今でも年間およそ100人が新たに入信しているという教団が、死刑執行などを機に再び暴走することのないよう監視していく必要があります」

V 申立人の主張と被申立人の答弁

提出書面とヒアリングによると双方の主張と答弁は以下のように要約できる。

	申立人	被申立人
プライバシー・肖像権について	<p>■ 私生活上の重要なセンシティブ情報であるアレフ教義への信仰の事実を公開され、プライバシー権を侵害された。また、顔や体にテレビカメラを向けられ、その映像、音声放送されたことにより肖像権を侵害された。</p> <p>■ 何度も繰り返し撮影を拒否したにも関わらず、番組を全国放送した。</p> <p>■ 過去のアレフに対する暴力犯罪、脅迫、嫌がらせの多くは出家信者を狙ったものだ。だからこそ、危害対象として特定されないようプライバシー権・肖像権に対する慎重な配慮が必要だ。</p> <p>■ 肖像権とは、撮影されない自由であるから、顔にボカシを入れるという編集段階での処理を施したか否かは関係ない。</p>	<p>■ 顔にボカシを入れ、氏名の公表もしておらずプライバシー保護には必要かつ十分な配慮を行っており、プライバシー権・肖像権を侵害していないと考える。</p> <p>■ 申立人は出家信者であり、在家信者に比べ、教団との結びつきが強く、道場の中核を成すメンバーであることが考えられる。申立人と記者のやり取りは、教団セミナーの模様を教団施設外部の公道上から取材する中で偶発的に発生したもののだが、教団の活動の一端を知るため、アレフの動向を取材し、伝えるという高い公益性を有する本件放送の趣旨に適うものだった。</p> <p>■ 過去に、教団施設近くで取材を行った際、信者から、記者が不法な行為をしているかのように訴えられた。撮影を続けるのは、そのような妨害行為による危険を予防するという面もある。</p>
申立人の同意について	<p>■ 長時間にわたり顔を大写しされ、同一場面が二度繰り返し放送され、より記憶に残る演出を施された。</p> <p>■ 顔にかけられた白いボカシが薄く、顔以外の部分は加工処理されていないため、申立人の特徴が視聴者にそのまま伝わる。景観も画像処理されていないため、地域・場所が特定することが可能で、申立人の特定可能性をより高めている。</p> <p>■ 音声は申立人の声が加工されないまま放送されている部分があり、申立人の同意を容易にした。</p> <p>■ アレフはオウム真理教の流れをくむ団体であり、所属する会員らは世間からの非難、差別、生命・身体・財産に関わる</p>	<p>■ 顔にボカシを入れ、氏名の公表もしておらずプライバシー保護には必要かつ十分な配慮を行っている。</p> <p>■ 本件放送部分は、アレフの白石施設（札幌道場）で行われたセミナーの取材。白石施設の住所はアレフのホームページで札幌道場として明らかにされている。</p> <p>■ 取材対象者のプライバシーへの配慮としては顔のボカシのみでも十分と考えたが、放送対象となる信者との紛争を回避するため、音声も加工することにした。しかし、編集過程の作業上のミスで加工していない音声放送される結果となった。ミスにより放送上の不体裁が生じたことは反省すべきことであり、その後すみやかに再発防止策を話し合い、チェック体制の強化策を報</p>

	回復不可能な損害を被る危険性に日常的に直面している。放送により申立人に対する犯罪行為を助長させる明白な危険性がある。	道局全体に周知徹底した。
本件放送の公益性	<p>■観察処分の対象は団体としてのアレフであり、申立人ではない。観察処分は、マスコミによる取材、報道を無制限に認める法律ではなく、個々人のプライバシー権、肖像権が護られなければならない。</p> <p>■無許可撮影への抗議は、アレフとしての宗教活動でも布教活動でもない。過熱取材から会員らを守るためのやむにやまれぬ行動であり、申立人の抗議部分を放送することの公益上の必要性は、非常に乏しい。</p> <p>■法人構成員への取材・報道に対する公益性が肯定されるのは法人としての活動と同視できる場合や、密接な関連性がある場合に限定されるべき。</p> <p>■自宅を隠し撮りされていれば誰でも抗議する。札幌道場に居住する申立人が、居住場所を盗撮されたことに抗議するのはアレフに所属していることとは関係のない、当たり前のことだ。</p> <p>■現役信者の言動を全国放送することと、アレフによる危険活動が現在進行していることとは全く関連性がない。</p>	<p>■アレフの動向を報じるのは、公安審査委員会が観察処分を科しているからだけでなく、独自の長期的な取材により、教団が今も教祖・麻原に帰依し、大量殺人を犯したその教義を信仰しているとの確証を得ていることが背景にある。</p> <p>■公安調査庁によれば、白石施設（札幌道場）はアレフの最大規模の施設であり、麻原の写真や説法を収録した教材が多数保管されている。教団を構成する現役信者の言動を伝えることは、潜在的危険性を有するアレフの活動が現在進行形で行われていることの傍証であり、一連の取材の真実性を補強するうえで重要な場面であったと考える。</p> <p>■放送の真実性を担保するうえでも、アレフの信者が取材に対しどのような言動をするかを報道することも、高い公共性・公益性につながると考えている。取材対象者の年代や性別など多くの情報を届けることで、視聴者が真実性を強く感じられると考える。</p> <p>■担当者は白石施設で開催される集中セミナーの取材に赴いたもので、申立人ら個人の容ぼう等の撮影が目的ではない。取材を止めさせようと申立人から記者に近づいたもので、申立人の行動は団体としての活動と同視できる。</p> <p>■ビデオカメラを向けて撮影しながら向かってきた申立人を取材しようと、十分に認識できる状況で撮影した映像を放送したもので、申立人に対して隠し撮りをした事実はない。</p>
	■自動車内から札幌道場に入出入りする会員らが無断撮影し、申立人の抗議を無視	■申立人の反論書でいう隠し撮りは、「報道の事実」に公共性、公益性が存在し、かつ

放送倫理上の問題	<p>し撮影を続けた取材方法は、民放連が定める「報道指針2－(1)」に違反する不公正な手法だ。</p> <p>■教団ウェブサイトを通じて取材申し込みがあったのは4月27日午後9時頃で既に広報部の業務時間が終了していた。返事がなかったのは、翌日から5月6日まで教団の業務は一部を除き休止していたため、5月7日まで待っていれば教団として然るべき対応をしていたはずだ。</p> <p>■申立人が怒っている様子を切り取って2回繰り返し放送したことは、悪印象を不当に強調したもので、不当だ。民放連「報道指針4－(2)」にある“不公正な編集手法”にあたる。</p> <p>■撮影行為をやめてほしいと頼んだにも関わらず、これを無視し全国放送したことにより、申立人に精神的苦痛を与えた。</p> <p>■苦情を申し入れたが、不誠実な対応に終始している。</p>	<p>隠しカメラによる取材が不可欠の場合」だったと考えている。</p> <p>■元死刑囚らの移送をアレフがどう受け止めているかについて、広報担当に直接口頭で取材を申し込み、「正式に申し込みがあれば取材に答える」との返答を得た。これを受けて広報担当にメールでカメラ取材を正式に申し込み、同日、教団の公式サイトのもメールフォームからも同趣旨の取材申し込みをしたが返答がなかった。取材依頼に返答がなく、従来からアレフがメディアに対し極めて閉鎖的な対応をとっていることから担当記者は、教団の活動の一端を知るため、直接信者に話を聞くことを企図した。</p> <p>■施設へ向かう信者は、オウム事件を知らない世代の若者や親子連れの姿がある。アレフはメディアに開示する情報が少ないため、足で取材を重ねて、教団の潜在的な危険性を報道することに高い公益性がある。申立人とのやり取りは、教団セミナーの模様を公道上から取材する中で偶発的に発生したものだが、アレフの動向や現役信者の言動を取材し伝えるという本件放送の趣旨に適うものであり、正当な報道目的から行われた取材で、手法に問題があったとは考えていない。</p> <p>■申立人からの申し入れなどに対し、その都度回答書を送り、誠実に対応した。</p>
放送局への要求	<p>■申立人に対する直接の謝罪と謝罪放送。</p> <p>■申立人に係る映像データの使用禁止、消去。</p> <p>■今後、同種の不適切取材、撮影を行わないことの誓約。</p>	<p>■申立人の主張するような非はなかったと判断しており、謝罪することはできない。</p> <p>■今後も取材、放送について人権侵害に当たらないよう十分に配慮する。放送上のミスについても防止策を徹底する。</p> <p>■取材活動は適正であり、申立人への謝罪、謝罪放送には応じられない。不適切な取材、撮影だと考えていない。映像データの使用禁止、消去をするつもりはない。</p>

VI 申立ての経緯と審理経過

年 月 日	主 な 内 容
2018年 5月16日	テレビ東京が当該ニュースを放送
2019年 4月 8日	申立人、委員会に「申立書」提出
7月10日	テレビ東京、委員会に「経緯と見解」提出
7月16日	第271回委員会で審理入り決定
7月31日	テレビ東京、委員会に「答弁書」提出
8月19日	申立人、委員会に「反論書」提出
8月20日	第272回委員会で審理開始
9月 6日	テレビ東京、委員会に「再答弁書」提出
9月12日	起草委員による論点整理・質問作成
9月17日	第273回委員会で審理
10月15日	第274回委員会でヒアリングおよび審理
11月 8日	第1回起草委員会
11月19日	第275回委員会で審理
12月 4日	第2回起草委員会
12月17日	第276回委員会で審理
2020年 1月 9日	第3回起草委員会
1月21日	第277回委員会で審理、「委員会決定案」了承
2月14日	「委員会決定」通知と公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	奥	武	則
委員長代行	市	川	正 司
委員長代行	曾我部	真	裕
委員	紙	谷	雅 子
委員	城	戸	真 亜子
委員	國	森	康 弘
委員	二	関	辰 郎
委員	廣	田	智 子
委員	松	田	美 佐
委員	水	野	剛 也